

裁 決 書

審査請求人

審査請求人

久留米市城南町15番地3

処 分 庁 久留米市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和2年2月25日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、保護開始時に承継前審査請求人（以下「承継前審査請求人」という。）が保有していた預金の存在が保護開始後に判明したこと及び承継前審査請求人の障害等級が変更されたことに伴い令和元年8月より障害者加算を遡って削除したこと、生活扶助費を過大に支給していたこととなったため、これを理由として処分庁が行った、保護費の返還を求める本件処分を不服として、その取消しを求めるものです。

なお、本件審査請求を提起した後に、承継前審査請求人が死亡したことから、その相続人である及びが審査請求人の地位を承継したものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというもので、審査請求人は、その理由として次のとおり主張しています。

- (1) 「保護開始時に保有していた預金」とあるが、処分庁の言う福岡県信用組合の口座（以下「本件口座」という。）は承継前審査請求人が知らない口座であり、本件口座内の預金は承継前審査請求人の財産ではない。また、現在の預金は本件口座分を含めても1,200,000円しかない。
- (2) 承継前審査請求人は平成31年4月22日まで福岡県信用組合に承継前審査請求人名義の口座があると知らなかった。

本件口座開設は平成9年10月20日で、記入されている文字は承継前審査請求人の文字ではなく、印鑑も承継前審査請求人のハンコの印影ではない。文字は承継前審査請求人の母（以下単に「母」という。）の字であり、印鑑は承継前審査請求人の父の実印である。母が承継前審査請求人に知らせず、承継前審査請求人の承諾なしに口座開設したものである。承継前審査請求人は本件口座の通帳及びハンコを所持しておらず、管理もしていない。

母が使用していた通帳及びハンコは、承継前審査請求人の姉（以下単に「姉」という。）がより持ち出したものである。

承継前審査請求人は手帳もハンコもキャッシュカードも所持しておらず、入出金が不可能で本件口座の管理はできない状態であった。事実、本件口座のお金を生活費に使ったことは無い。

そのため、姉に確認し、確認した内容を連絡するよう処分庁の担当ケースワーカーに依頼した。

(3) 処分庁の「口座開設やその管理の経緯を問わず、承継前審査請求人の名義である以上承継前審査請求人の資力として認定するものである」というのは、最高裁の判例（最二小判平成15年2月21日民集57巻2号95頁）に反するものである。

(4) 承継前審査請求人は、母から生前贈与は受けていない。また、母は、承継前審査請求人の任意代理人でも法定代理人でもないので、民法（明治29年法律第89号）第99条の適用はない。

(5) 平成29年5月2日付けで法による保護（以下「保護」という。）の申請をしたとき、平成29年5月22日付けの結果は却下であったが却下の理由に預金の活用とあり、この通知が申請受理後14日を経過した理由に預金及び、生命保険の調査に日時を要したためとある。この時は全ての調査が行われている。今回は、平成30年12月17日付け生活保護開始決定通知書によると、申請受理後14日を超過した理由に調査に時間を要したためとある。但し書きはない。久留米市は、平成29年度と平成30年度で異なる運用をしている。摩訶不思議である。

平成30年12月17日付け生活保護開始決定通知書後、生命保険の調査開始までに要した期間は、およそ2カ月である。摩訶不思議である。

(6) 処分庁は、調査が遅れた事を認めている。処分庁の行為は、調査開始が可能であったにもかかわらず、調査を開始せず、意図的に調査を遅らせ、また連絡を遅らせ、承継前審査請求人を陥れたものである。

(7) 承継前審査請求人は、平成30年11月12日に、田主丸市民福祉課の職員に「アフラックと福岡県民共済の生命保険はあるが、私は支出していない」と告げ、平成30年11月15日に久留米市福祉事務所の担当ケースワーカーに「アフラックと福岡県民共済の生命保険はあるが、私は支払していない。」と伝えている。処分庁は、この時点でアフラックと福岡県民共済の生命保険について認識していたことから、この時点で調査することが可能であったはず。

(8) 承継前審査請求人は、平成28年10月21日に急性心筋梗塞を発症し、その後、心臓機能障害となり、肺水腫を発症した。平成29年と平成30年ともに同じ症状であった。

(9) 令和元年7月5日より身体障害者の等級が3級から4級に変更となったが、令和元年7月16日に障害福祉課に電話にて不服申し立てを行ったところ、ドクターからは当初3級の申請であったが、4級に変更されているのでドクターと話をしてくださいとのことであった。承継前審査請求人はドクターと話をし、就労中であり再検査等で時間を要したが、結果、令和2年1月27日付けで身体障害者手帳の等級が3級となった。令和元年7月5

日から令和2年1月26日までの半年間は、不服申し立て中であった。通常再認定は交付日令和元年7月5日の1年後である。

(10) 処分庁から提出された証拠は、如何様にも捏造及び改ざんすることができるもので、正確性が担保された証拠ではない。

(11) 処分庁の主張には虚偽の内容がある。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

(1) 本件処分に至るまでの経緯

ア 平成30年11月12日、承継前審査請求人は処分庁に対して保護の申請をした。

イ 同日より、処分庁は承継前審査請求人の保護の要否判定を行うための調査を開始した。

ウ 同年12月17日、処分庁は承継前審査請求人の保護の開始の決定を行った。申請日である同年11月12日付けより、承継前審査請求人の保護が開始となる。

また、承継前審査請求人は身体障害者手帳3級を所持しており、保護開始時より障害者加算16,310円/月が認定される。

エ 平成31年2月12日、処分庁がアメリカンファミリー生命保険株式会社（以下「アフラック」という。）より承継前審査請求人の生命保険契約の照会回答を受理した。

オ 同月13日、処分庁がアフラックより生命保険料の引き落とし口座は承継前審査請求人名義であることを確認した。

同日付けで、処分庁がアフラックへ保険契約に関する法第29条に基づく調査（以下「29条調査」という。）の調査書を発送した。

カ 同月19日、処分庁がアフラックより29条調査の回答を受理。承継前審査請求人名義の生命保険の保険料の引き落とし口座が福岡県信用組合田主丸営業部にあることを確認した。

キ 同月22日、処分庁が福岡県信用組合に承継前審査請求人の口座情報に関する29条調査の調査書を発送した。

ク 同年3月27日、処分庁が福岡県信用組合より29条調査の回答書を受理し、承継前審査請求人名義の口座番号・残高等が判明した。

ケ 同年4月22日、処分庁と承継前審査請求人が久留米市役所田主丸総合支所にて面談を行った。

処分庁が承継前審査請求人名義の本件口座の預金については、法第63条による返還金の対象となる可能性があることを承継前審査請求人に伝えた。

承継前審査請求人は大声を出し、「拒否します。」と言い、退座した。

コ 令和元年6月2日、処分庁が姉に架電した。電話にて、姉よりアフラックの生命保険は母が承継前審査請求人のために契約したものであること、生命保険料の振替口座として本件口座に一定額の預金を母がしたものであるとの説明を受けた。また、時期は定かではないが、生命保険証書と本件口座の通帳は承継前審査請求人に渡されていると説明を受けた。

サ 同年10月21日、処分庁と承継前審査請求人が市議同席の下、久留米市役所18階議員控室にて面談を行った。

処分庁より、本件口座の預金については保護開始時からの承継前審査請求人の資力であるため、法第63条による返還金の対象となる事を説明した。

承継前審査請求人は、預金については法第63条による返還の対象としないよう便宜



を図ることを求めた。承継前審査請求人によれば、保護申請時の調査時点で処分庁がそれらの承継前審査請求人の資力を把握していたならば、承継前審査請求人の保護は適用とならなかった。保護が適用となったのは処分庁の怠慢だという主張であった。

処分庁より、申請者の生活・生命を守るために要否判定の調査がすべて完了しておらずとも保護の適用を判断することが十分あり得ること、その後の調査で申請者の資力が判明した場合には返還を求めることを繰り返し説明した。

承継前審査請求人は、生命保険や通帳口座は姉が管理している。そのため承継前審査請求人は預金の引き出しもできない。返還をするというなら姉に請求しろ、と訴える。

処分庁より、本件口座の名義人は承継前審査請求人であるため、承継前審査請求人が金融機関で手続を行い、資力を承継前審査請求人が受領できるように助言した。

結果、処分庁と承継前審査請求人の間で、以下の流れで手続を行うことを共有した。

- ・ 処分庁が姉に連絡を取り、承継前審査請求人名義の本件口座の預金について資産活用・法第63条による返還金に充ててよいか姉に確認する。
- ・ 姉より承諾が得られれば、処分庁がその旨を承継前審査請求人に通知する。
- ・ 承継前審査請求人は通知を確認後、金融機関で承継前審査請求人が資力を受領するために必要な諸手続を行い、その後法第63条に基づく生活保護費の過払の返還を行う。

さらに、面談の中で承継前審査請求人より身体障害者手帳の等級が3級から4級になっていると申告を受けた。申告が遅延したことで、適用されている障害者加算の過払いが生じている可能性があるため、その過払分についても法第63条に基づく返還の対象となり得ることを承継前審査請求人に説明した。処分庁が久留米市障害者福祉課（以下「障害者福祉課」という。）に確認したところ、同年7月5日より身体障害者手帳の等級が3級から4級になっていることが判明した。

シ 同年10月23日、処分庁が姉に架電した。姉より、母が承継前審査請求人に本件口座の通帳と印鑑を渡したと母から聞いている。そのため姉は承継前審査請求人の生命保険・本件口座を管理していない。それらの資産活用はしてもらって構わないと話を受けた。

ス 同年11月1日、処分庁が承継前審査請求人に本件口座の預金については資産活用に充てるために、必要な手続を行うよう書面を送付した。また、書面の中で手続完了後、処分庁に連絡をするように記載した。

セ 令和2年1月23日、処分庁が本件口座の預金と障害者加算の申告の遅延により生じた生活保護費の過払に対して、法第63条の適用（本件処分）を決定した。

承継前審査請求人から各手続の完了の連絡を待っていたが、書面送付後2カ月以上が経過しても承継前審査請求人からの連絡がないため本件処分の決定を行うに至った。

（2）本件処分内容及び理由

ア 本件口座の預金の判明により生じた保護費の過払に対する返還決定

平成31年3月27日、処分庁は福岡県信用組合より29条調査の回答書を受理した。それにより承継前審査請求人名義の口座残高が判明した。保護開始時点での残高は500,458円であることが確認された。

すなわち、保護申請日時点で承継前審査請求人には生活に充てるべき資産があったと判断できる。そのため、法第63条により、承継前審査請求人が保護申請日時点で保有していた500,458円は本来処分庁が支弁する必要がなく、生活保護費の過払が生じているため当然その額の返還を求めるものである。

イ 身体障害者手帳の等級変更等の申告が遅延したことで生じた保護費の過払に対する返還決定

処分庁は承継前審査請求人の保護開始の適用を判断するための調査過程において、承継前審査請求人の身体障害者手帳の写しを受理した。それにより、承継前審査請求人が平成30年6月25日より障害等級3級の認定を受けていることを確認した。

そこで処分庁は「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1第2章の2障害者加算の(2)のイに基づき、障害者加算の認定を行った。

令和元年10月21日、処分庁は承継前審査請求人の申告と障害者福祉課との連携により、令和元年7月より承継前審査請求人の身体障害者手帳の等級の認定が3級から4級になっていることを把握した。

保護基準別表第1第2章の2障害者加算の(2)のイより、4級の等級では障害者加算の認定ができないこと、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の(2)のエの(ウ)より、等級が4級となった令和元年7月の翌月である令和元年8月より障害者加算を削除すべきであったと処分庁は判断した。

しかし、承継前審査請求人からの申告が遅延したことで、承継前審査請求人に支給された令和元年8・9月分の生活保護費に障害者加算16,310円/月が計上された。

そのため、令和元年8・9月分に障害者加算分である32,620円について、法第63条による費用の返還を求めるに至ったものである。

本件処分は、法の規定に基づき正当に判断・執行されたものである。

処分庁は承継前審査請求人と令和元年10月21日に共有した内容を考慮し、本来であれば承継前審査請求人と面談した同日以降すみやかに法第63条による費用返還の決定を行うべきところを、承継前審査請求人からの金融機関での手続の完了報告を待ち、その連絡を以て法第63条の適用を決定する意向であった。

しかし、承継前審査請求人は諸手続を行わないのみならず、あまつさえ費用返還に応じない意向を本件審査請求において示している。

処分庁としては、生活保護の適正実施を行うべく、引き続き承継前審査請求人には法第63条により決定された費用の返還を求めるものであり、本件審査請求は棄却されるべきである。

(3) 福岡県信用組合の預金残高について

ア 「処分庁は口座開設やその管理の経緯を問わず、承継前審査請求人の名義である以上承継前審査請求人の資力として認定するものである。」という主張は、生活保護業務全般に適用するものではなく、承継前審査請求人に対する費用返還決定処分において適用するものである。

承継前審査請求人は、本件口座は母が開設し、その管理は姉が行っていると令和元年10月21日の面談において主張した。

しかし、姉によれば、本件口座とその預金は、母が承継前審査請求人のために契約したものであり、また、口座の通帳は母より承継前審査請求人に譲渡されているということであった。さらに、承継前審査請求人自身も本件口座は、母が承継前審査請求人のために契約したものであることを認識している。

そのため、民法第99条により、預金者である母が承継前審査請求人のために行った契約であるため、その効果は承継前審査請求人に帰属するものであると考える。そうし

た事情を勘案して、処分庁は弁明書において、承継前審査請求人の主張する口座開設やその管理の経緯を問わず、承継前審査請求人の名義である以上承継前審査請求人の資力として認定するものであるという主張をしたものである。

なお、本件口座の預金については、出捐者及び口座開設者は母であり、口座の名義は承継前審査請求人で、口座の管理者は承継前審査請求人によれば姉であり、姉によれば承継前審査請求人である。出捐については母が承継前審査請求人に行ったものである。口座の管理者は姉と承継前審査請求人の主張に相違があるが、姉は口座の管理者は承継前審査請求人であると認めていることから、承継前審査請求人がこの預金を活用するに当たっての係争は生じえないものとする。そうした事情からも、本件口座の預金を承継前審査請求人の資力として認定することは、妥当であるとする。

イ 預金が承継前審査請求人の資産であると判断した根拠は、処分庁が福岡県信用組合より29条調査の回答書を受領した平成31年3月27日時点ではその29条調査の回答書以外はないという認識で相違ない。

ただし、処分庁は、承継前審査請求人から本件口座は姉が管理しているという主張を受けて、姉に確認を行い、姉より口座の通帳は母から承継前審査請求人に譲渡されているとの説明を受けた。また、承継前審査請求人も口座の預金については母が承継前審査請求人のために出捐したものであると認識している。福岡県信用組合からの29条調査の回答書を受領したのち、そうした事情を含めて本件口座の預金が承継前審査請求人の資産であると判断したものである。

(4) 障害者加算について

承継前審査請求人の身体障害者手帳の等級の認定が3級から4級になっている事実を認定した経緯については、次のとおりである。

- ・ 処分庁は、令和元年10月21日に承継前審査請求人より身体障害者手帳の等級が3級から4級になっているとの申告を受けた。
- ・ 同日、承継前審査請求人の担当ケースワーカーが障害者福祉課で承継前審査請求人の身体障害者手帳の等級について問い合わせを行ったところ、令和元年7月5日より等級が4級になっているとの回答を受けた。

身体障害者手帳の等級の変更については、担当ケースワーカーが障害者福祉課の職員からの聞き取りにより事実認定を行ったものであるため根拠資料等の提出は不可である。なお、担当ケースワーカーは障害者福祉課に承継前審査請求人の身体障害者手帳に関する問い合わせを行った際、交付する資料はないと言われたため、障害者福祉課の職員からの口頭による回答で事実認定を行ったことを申し添える。

(5) 法第63条による返還額の決定について

ア 処分庁は本件処分の返還額の決定に際し、自立更生費の控除については検討を要しないものであると認識している。

なぜなら、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問10-6-2にあるように、保護の開始決定後の翌々月以降に判明した保護開始時の手持ち金は、その全額を法第63条により処理するものである。

承継前審査請求人が平成30年11月12日付けで申請した保護は、平成30年12月17日に開始を決定している。すなわち、開始決定月は平成30年12月である。また、処分庁が福岡県信用組合より承継前審査請求人名義の本件口座に関する29条調査の回答書を受領したのは平成31年3月27日である（保護開始決定後の翌々々月）。

ゆえに、処分庁は本件口座の預金について、開始時の資力として認定する500,458円の全額について法第63条を適用する決定を行ったものである。

また、問答集問13-5によれば、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、自立更生費等の控除を決定できると理解できるものである。しかしながら、承継前審査請求人が保護からの自立に至ったのは、自営業による収入により生計の維持が可能となったためである。また、令和元年10月21日に行われた承継前審査請求人との面談内容にあるように、承継前審査請求人は本件口座の預金は姉が管理している、だから返還に充てることはできないと主張している。つまり、承継前審査請求人が自身の生計維持のために本件口座の預金を活用する意向がないことは明白である。

そのため、返還額の決定に際しては、自立更生費等の控除について検討を必要としなかったものである。

- イ 32,620円（令和元年8・9月分の障害者加算の認定による保護費の過払い額）に係る部分の額の決定について、処分庁は令和2年1月23日にケース診断会議にて検討を行っている。その結果、当該32,620円について、自立更生費等の控除は行わず、令和元年8・9月分の障害者加算の認定による保護費の過払い額を法第63条による費用返還の対象とすると決定したものである。

障害者加算は、障害により最低生活を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とする障害者の生活水準を保障する性質のものである。承継前審査請求人の障害者加算は令和元年8月から削除すべきものであり、加算の性質から、令和元年8月以降の承継前審査請求人の最低生活の需要は障害者加算を除いた基準生活費で満たすことができるものであると判断する。本件処分に係る障害者加算の過払いにより生じた保護費の過払い分については、自立更生費等の控除を適用するものではないというのが処分庁の結論である。

- (6) 承継前審査請求人名義の本件口座に係る預金債権の帰属認定に際して行ったその他の調査は、承継前審査請求人への確認調査である。

具体的には、令和元年10月21日に久留米市役所16階議員控室で行った承継前審査請求人との面談である。その面談での承継前審査請求人と処分庁との協議にて、承継前審査請求人が本件口座の預金について資産活用する意思があることを確認している。

理 由

1 認定した事実

審理関係人の主張及び審理関係人から提出された証拠書類等から次の事実が認められます。

- (1) 平成9年10月20日付けで、母が、福岡県信用組合田主丸営業部に承継前審査請求人が名義人である本件口座を開設したこと。
- (2) 承継前審査請求人は、平成30年11月12日から処分庁を保護の実施機関として保護の開始を受け、令和元年10月1日付けで保護が廃止となったこと。
- (3) 保護開始時である平成30年11月12日時点において、本件口座の残高は500,458円であり、本件口座の預金については母が出捐したものであること。
- (4) 本件口座における取引は、利息を除くと、通帳による入金及び保険料の支払いに係る年に1回70,412円の口座振替以外は認められないこと。なお、入金については平成2

3年6月1日以降についてみると、次のとおりであること。

平成23年6月24日 70,000円

平成24年7月9日 71,000円

平成25年6月23日 70,000円

平成26年7月20日 70,000円

平成27年7月15日 140,000円

平成29年7月5日 71,000円

平成30年2月19日 500,000円

(5) 本件口座とは別の口座の通帳には、平成30年2月19日に500,000円出金した履歴が記録されており、その横に手書きで「~~信組通帳入金~~ (信組通帳入金)」と記載されていること。なお、承継前審査請求人は当該口座の通帳は、母のJAバンクの口座の通帳である旨を主張していること。

(6) 令和元年7月5日から承継前審査請求人の身体障害者手帳の障害等級が3級から4級に変更されたこと。なお、令和2年1月27日付けで、承継前審査請求人は、障害等級を3級とする身体障害者手帳の再交付を受けたこと。

(7) 令和元年8月分及び同年9月分の生活扶助費について、障害者加算として16,310円が算定され、支給されていたこと。

(8) 令和2年1月23日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、承継前審査請求人が保護開始時に活用可能な預金があったことが判明したこと、令和元年7月から承継前審査請求人の障害等級が4級になっていたことが判明したとの認識の下、法第63条の規定により533,078円の費用の返還を決定し、令和2年1月28日付けで、本件処分について承継前審査請求人に通知したこと。

(9) 処分庁は、本件処分に係る返還額の決定に当たって、自立更生費として認定しうる費用について、承継前審査請求人に対して聴取等を行っておらず、自立更生費の有無等について検討していないこと。

(10) 同年2月25日付けで、承継前審査請求人は、本件審査請求を提起したこと。

(11) 令和4年7月21日頃から同月31日頃までの間に、承継前審査請求人は死亡したこと。

(12) 同年10月4日付けで、承継前審査請求人の子は相続放棄の申述を行ったことから、実姉である~~〇〇〇〇~~及び~~〇〇〇〇~~が相続人として承継前審査請求人の地位を承継したこと。

2 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 法第63条では、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定されています。

(2) 法に基づく保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、局長通知及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）等に基づいて行われています。これらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられています。

そのほかにも、保護担当職員用の手引書として、問答集が出されており、これも活用しながら、保護の事務が行われています。

(3) 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)の本文では、保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと、同ただし書では、保護基準別表第1第2章の2の(5)にいう障害者加算を行うべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行って差しつかえないことを定めています。

(4) 問答集問13-5(答)(2)では、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないと定められています。

ア 盗難等の不可抗力による消失した額(事実が証明されるものに限る。)

イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額(保護基準額以内の額に限る。)

ウ 当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、課長通知第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取扱いして差し支えない。)

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上認容される程度として実施機関が認めた額

なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。

① いわゆる浪費した額

② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額

③ 保有が容認されていない物品の購入にあてられた額

オ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のため真に必要と実施機関が認めた額

3 判断

本件審査請求の争点は、本件口座の普通預金債権は承継前審査請求人に帰属するものとして、保護開始時点に資力を有していたものと認めることができるか(争点1)、処分庁が、承継前審査請求人の身体障害者手帳の障害等級が3級から4級と変更されたことを理由として、返還額を決定したことについて違法又は不当な点はないか(争点2)という点にあります

(1) 争点1について

ア 本件口座に係る預金債権の帰属について

本件口座は、普通預金口座であるところ、普通預金口座の預金債権の帰属については、当該預金口座の開設者、当該口座の名義、当該口座の管理者、及び当該預金口座に係る預金債権の原資の所有者などの諸事情を考慮して判断されるものと解することが相当です(最高裁第二小法廷平成15年2月21日判決・民集57巻2号95頁、最高裁第一小法廷平成15年6月12日判決・民集57巻6号563頁参照)。

以下、本件口座について検討します。

(イ) 本件口座の開設者及び本件口座に係る預金債権の原資の所有者は母であることが認められます。

(ロ) 本件口座の名義人は承継前審査請求人となっています。

なお、本件口座の開設時においては、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）施行前であることから、口座の新規開設に当たって本人確認を行う法的義務はなく、承継前審査請求人以外の者が承継前審査請求人名義の口座を開設することが容易であったことは公知の事実であり、そうであれば、口座の名義のみをもって本件口座に係る預金債権の帰属について判断することは不合理といわざるを得ません。

- (ウ) 本件口座の通帳や届出印等の保管者については、争いがあるところですが、本件口座の取引履歴をみると、平成23年6月24日以降、利息を除くと、通帳による入金と生命保険会社による口座振替のみが確認できることです。これらのことから、本件口座は保険料の支払いを目的として開設され、本件処分に至るまで保険料の支払いのみに用いられていたものと認められます。

本件口座の預金については、母が出捐したものであることについては承継前審査請求人、処分庁の間に争いがなく、事実として認められます。また、平成30年2月19日に本件口座とは別の口座から500,000円の出金認められ、当該口座の通帳には「~~信組通帳入金~~（信組通帳入金）」との記載があり、同日付で本件口座に500,000円の入金がされていることから、承継前審査請求人以外の者が、別の口座に預けられていた500,000円を本件口座の通帳を用いて本件口座に入金したものと推認され、このことから、本件口座の通帳は当該入金行為を行った者が所持していたものと推認されます。

以上のことから、保護開始時点における本件口座の管理者は入金行為を行った者すなわち母であると認めることが相当です。

- (エ) 本件口座は、承継前審査請求人名義の生命保険の保険料の支払いを目的として開設し、その原資は母が負担しているものであること、そして、本件口座の管理を行っていた者は母であることなどの事情が認められます。また、承継前審査請求人は本件口座の存在を知らなかったと主張していることなどの事情に鑑みると、本件口座に係る預金債権が承継前審査請求人に帰属するものと認めることはできません。

したがって、処分庁が、承継前審査請求人が行った保護申請日時点において、本件口座の預金残高が承継前審査請求人に帰属するものと判断して行った本件処分は、その前提事実の認定を誤ったものであり、違法又は不当な処分と言わざるを得ません。

イ 処分庁の主張について

- (ア) 処分庁は、民法第99条により、本件口座の預金債権は承継前審査請求人に帰属する旨の主張をしています。

同条に基づき、本件口座の開設者が承継前審査請求人であるとするためには、代理人が本人のために口座を開設する旨の意思表示に先立ち、代理権授与行為等の代理権発生事実が認められる必要があります。

しかしながら、処分庁の代理に関する主張は、母が承継前審査請求人のために承継前審査請求人の名義を用いて行った契約であることのみを根拠としており、承継前審査請求人が母に口座の開設や管理に関する代理権を授与した事実等、民法第99条の要件に関する事実の主張はなく、またこれらを証する書類等の提出もないことから、承継前審査請求人が代理権を授与した事実は認められません。

したがって、処分庁のこの主張は採用できません。

- (イ) 処分庁は、福岡県信用組合の回答のほか、承継前審査請求人の主張を受けて、姉に聴取を行い、その説明内容から本件口座の通帳等は承継前審査請求人に譲渡されたこ

と、預金については承継前審査請求人のために出捐されたものであることをもって、承継前審査請求人の資産である旨の主張をしています。

しかしながら、本件口座の通帳の所在については争いがあるものであるにもかかわらず、処分庁は、本件口座の開設者及び出捐者が母であることを認識しながら、姉による「母が承継前審査請求人に本件口座の通帳と印鑑を渡したと母から聞いている」との説明から、承継前審査請求人が保管しているものと即断しており、本件口座の通帳を承継前審査請求人が保管していることを証する書類等の提出もありません。

また、「預金については承継前審査請求人のために出捐されたものであること」との主張の趣旨は判然としませんが、承継前審査請求人のためにする意思に基づいて出捐したものであっても、それだけでは当該預金の所有権は承継前審査請求人に移転するものではありません。贈与されたものである旨の主張であれば、承継前審査請求人がこれを受諾したことが要件（民法第549条）となりますが、このことが認められるような主張や証拠書類等の提出も認められないことから、処分庁の主張は採用できません。

(2) 争点2について

ア 承継前審査請求人の身体障害者手帳の障害等級は令和元年7月5日からが3級から4級に変更されていたことから、同年8月分及び同年9月分の生活扶助費の算定に当たっては、障害者加算の要件に該当しなくなったものと認められます。一方、令和元年8月分及び同年9月分の生活扶助費について、障害者加算として16,310円を算定し、支給されていたことが認められます。

したがって、処分庁が令和元年8月分及び同年9月分の生活扶助費として承継前審査請求人について負担した生活扶助費のうち32,620円を返還対象としたことについて、違法又は不当な点はありません。

イ 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当です（福岡高裁令和元年7月25日判決・判例地方自治455号72頁参照）。

本件についてみると、本件処分に至る過程で、過支給分の費消の状況等を具体的に調査し、その結果を踏まえて、過支給分の全部又は一部の返還を求めることが、承継前審査請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等について、処分庁において具体的な検討をした形跡は見当たりません。

以上のことから、処分庁は、返還額を決定するに当たって必要な自立更生費の有無について調査及び検討をせずに本件処分を行ったものであり、本件処分は、判断要素の選択に合理性を欠き、その判断は、重要な事実の基礎を欠くものと認められます。

したがって、本件処分は違法又は不当と言わざるを得ません。

ウ なお、処分庁は、障害者加算の性質から、障害者加算の過払いにより生じた保護費の過払い分については、自立更生費等の控除を適用するものではない旨の主張をしていま

す。

しかしながら、法第63条における返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解されていることや問答集問13-5(答)(2)では、法第63条の運用について、「当該世帯の」としていることなどから、過払の原因となった加算の性質から一律に自立更生費等の控除を適用しないとする取扱いとは相当でなく、過払の原因となった加算の性質にかかわらず、当該世帯ごとに、必要な自立更生費の有無について調査及び検討を行う必要があるものと解することが相当です。

したがって、処分庁の主張は採用できません。

争点1についても争点2についても違法又は不当であるため、その余の点を審理するまでもなく、本件処分は違法又は不当と認められます。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和5年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎
(保護・援護課 保護指導係)

